平成２４年（フ）第２２１号
福岡県久留米市城島町大字城島490番地１、開始決定時の住所福岡県八女郡広川町大字新代898番地７
破産者　中村　　司
１　決定年月日　平成25年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１７０号
北海道白老郡白老町高砂町２丁目10番10―105号　レインボーハウス８、前住所北海道登別市登別東町４丁目47番地５　レジデンス日野Ｂ102号
破産者　坂庭　　篤
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
北海道小樽市桂岡町25番６号
破産者　須間　友美
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第５号
北海道北見市東三輪４丁目16番地161　森マンション101号
破産者　大野　雅博
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第８３７号
仙台市太白区四郎丸字落合23番地の１　四郎丸東市営住宅２号棟211
破産者　大槻　誠致
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
宮城県塩竈市旭町14番１号
破産者　早坂　正司
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
仙台市太白区中田７丁目15番30号　レオパレスＩＮ南仙台104
破産者　山田　　隆
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６２２号
横浜市中区塚越９番地23
破産者　佐藤恵美子
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０６号
横浜市保土ケ谷区常盤台35番10―405号
破産者　鈴木　達雄
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３６号
横浜市緑区白山３丁目９番14号
破産者　山口　　徹
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６３号
横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目54番Ｃ―402号
破産者　飯塚かづ子
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５号
福井県敦賀市中央町２丁目５番45―606号
破産者　水口美智子
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１２２号
長野県上田市芳田991番地７　ルミエール豊殿Ａ棟203号、前住所長野県上田市緑が丘１丁目10番７号
破産者　土屋　正史
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１７２号
長野県上田市本郷685番地12
破産者　池田　祐一
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２号
長野市大岡中牧754番地５　Ｅ号棟
破産者　服部　和博
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３５８号
静岡市駿河区上川原２の10　メゾンメール101、旧住所静岡市駿河区みずほ１丁目32番地の12　パーソンライフみずほ106号
破産者　石川　光一
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５９号
静岡市駿河区用宗巴町１番14号
破産者　石川　克己
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７４号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２―378ＵＲ都市機構志染団地13号棟505号室、開始決定時の住所神戸市西区伊川谷町有瀬1046番地の１　815号
破産者　日下部民雄
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
山口市黒川743番地１
破産者　祐恒　修一
１　決定年月日　平成25年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係